

新型コロナウイルス感染症による中小企業向け各種給付金・支援金のご案内

本案内は11月20日現在の情報となります。紙面の都合上、詳細な情報は各ホームページまたは商工会議所までお問い合わせください。

県 千葉県中小企業再建支援金

申請期間の延長！対象要件を拡大

期限 ★令和3年1月31日（日）

要件 ①売上高が前年同月（令和2年1月～令和2年12月の内、任意のひと月）と比較して50%以上減少していること。

★新設

②令和2年6月～令和2年12月の内、連続する任意の3カ月の売上高合計が前年同月比30%以上減少していること。

※すでに申請した事業者が再度申請することはできません。

③昨年の台風・大雨被害※により令和元年の事業収入が本来より下がっており、かつ減収対象月が令和2年9月以降の場合、罹災証明書等をご提出いただければ令和元年ではなく平成30年の売上と比較することができます。

※令和元年房総半島台風（第15号）、東日本台風（第19号）、10月25日の大雨

支給額 20万円～40万円

申請 電子申請または郵送



問 千葉県中小企業再建支援金支援金相談センター Tel 0570-044894

市 東金市中小企業等再建支援金

申請期間が延長されました!! 支給額を増額・対象要件を拡大

期限 令和3年3月15日（月）消印有効

申請 電子申請または郵送

申請書等の入手方法

・東金市ホームページからダウンロード
・東金市役所・東金商工会議所・各公民館の窓口
※添付書類などご確認ください。

対象・支給額

次の（1）または（2）のどちらかに申請することができます

※（1）（2）の両方に申請することはできません。

申請は1事業者1回限り

（1）東金市内に「主たる事務所」を有する中小事業者で、千葉県中小企業再建支援金の交付決定を受けている事業者＝1事業者20万円（★10万円を増額）

（2）東金市内に「主たる事業所」を有する中小企業者等で、売上高が前年同月比で15%以上減少している事業者（千葉県中小企業再建支援金の交付決定を受けていない事業者）＝★1事業者10万円（新設）



問 東金市商工観光課 Tel 0475(50)1218

国 持続化給付金

期限 令和3年1月15日（金）

支給額 個人 最大100万円

法人 最大200万円

申請 オンラインのみ



問 持続化給付金事業コールセンター Tel 0120(279)292

家賃 家賃支援給付金

期限 令和3年1月15日（金）

支給額 最大600万円

申請 オンラインのみ



問 家賃支援給付金相談センター Tel 0120(653)930

市 令和3年度 固定資産税・都市計画税の軽減

対象 中小事業者または個人事業者で、令和2年2月～10月までの連続する任意の3カ月間の事業収益の合計額が、前年同時期比で30%以上減少している方
※性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項）を除く。

中小事業者・個人事業者とは

- ①資本金もしくは出資金を有しない法人または個人で、常時使用する従業員数が1,000人以下の事業者
- ②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（次の法人は除く）
・同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
・2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

軽減割合

減少率30%以上～50%未満＝2分の1／減少率50%以上＝全額
軽減対象資産 事業用家屋および償却資産（土地や住居などは対象外）

申告方法・期限 令和3年2月1日（月）までに必要書類を提出

※申告に必要な書類は、対象資産によって異なります。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

申告・問い合わせ 東金市 課税課 Tel 0475(50)1127

雇用調整助成金 新型コロナ対応休業支援金 社会保険労務士による 個別相談会 予約制

東金市と東金商工会議所では、申請が難しいと言われている国の「雇用調整助成金」や「新型コロナ対応休業支援金」の申請ができない方のための「雇用調整助成金等申請サポートセンター」を開設しています。

■日時 12月10日（木）・24日（木）

- ① 9:00～
- ② 10:00～
- ③ 11:00～
- ④ 13:00～
- ⑤ 14:00～
- ⑥ 15:00～
- ⑦ 16:00～

※1回あたり45分ごとの相談会です。

■会場 東金商工会館2階相談室

■予約 電話での事前予約制

■その他
・当日はマスク着用をお願いします。
・ご相談への参加は1社あたり2名まで。
・相談対象は東金市内事業所

問 東金商工会議所 Tel 0475(52)1101

新型コロナウイルス感染症対策 無料・予約制

税務個別相談会

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者・個人事業者の固定資産税・都市計画税が軽減されます。当所ではその他の優遇措置についての相談も行っております。

日時 12月8日（火）・15日（火）の2日間

①10:00～ ②11:00～ ③13:00～ ④14:00～

※各日程共通で①～④の50分ごとの相談会です。

会場 東金商工会館2階相談室

持ち物 帳簿・伝票書類・電卓・筆記用具等

問 東金商工会議所 Tel 0475(52)1101